

厚生労働省令の改正等に伴う条例の改正
(平成27年4月1日施行) について

厚生労働省令の改正等に伴う条例の改正について

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）等の改正等に伴う条例の改正

当市における「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等の根拠となる厚生労働省令の改正等に伴い、条例について所要の改正を行っております。（平成 27 年 4 月 1 日施行）

【改正内容】

1 いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(1) 基準該当障害福祉サービスの対象拡大

介護保険制度における看護小規模多機能型居宅介護（小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたもの）について、新たに基準該当障害福祉サービスの対象として追加。

(2) 共同生活援助において居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長

重度の障がい者に係る当該事業所の従業者以外の者が行う居宅介護等の利用の経過措置を延長。

2 いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例

(1) 地域生活支援事業に係る手数料改定及び日常生活用具給付の追加

① 訪問入浴サービス事業

- ・1回当たりの入浴等及び清拭又は部分浴の単価引き上げ

② 日常生活用具給付事業

- ・動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）基準額引き上げ
- ・蓄尿袋及び畜便袋の名称変更（ストーマ装具へ変更）

③ 移動支援事業

- ・グループ支援型の利用に係る手数料を定める。

3 いわき市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

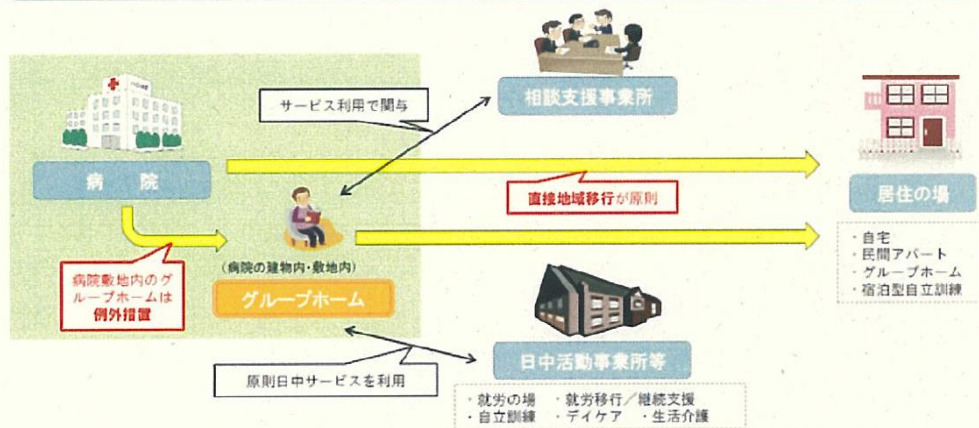
児童福祉法の改正に伴い、小児慢性特定疾病医療支援等の定義に関する事項に係る条項が追加されたことから、条項を引用している箇所について改正。

※ 上記のほか、厚生労働省令の改正としては、次の内容について改正がなされたが、当市においては、市内の現状（精神科病棟を抱える病院の病棟転換などの動向）等を踏まえ、改正を見送ったところである。

病院の敷地内における指定共同生活援助の事業等の経過的特例について

《参考》病院敷地内におけるグループホームのイメージ

- 病院に長期入院している障害者のうち、入院医療の必要性が乏しい者については、退院後、自宅や民間アパート、グループホームなど直接地域での生活に移行することが原則である。
- しかし、退院後の生活に不安を持つなどやむを得ずすぐに地域生活に移行できない者も存在する。このため、こうした者が病院の近くで一定期間外部の日中活動サービス等を利用しながら日常生活を送り、退院後の生活に慣れることによって地域生活へ円滑に移行できるよう、通適的な居住の場として、一定の要件の下で病院の敷地内にグループホームを設置し地域生活への移行を支援する。(あくまでも地域移行を支援するための方策の選択肢の一つ)



「障害福祉関係主管課長会議資料」(平成26年11月4日厚生労働省社会・援護局保健福祉部) 95頁

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

○病院の敷地内における指定共同生活援助の事業等の経過的特例について

長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会の取りまとめを踏まえ、サービス指定基準附則第7条に規定する既存の地域移行型ホームに関する基準を参考に、平成36年度末までの間、次に掲げる条件を満たす場合に、精神病床の削減を行った場合の病院の敷地内において指定共同生活援助の事業等を行うことができる特例を設ける。

- ・ 指定共同生活援助等の量が都道府県障害福祉計画に定める量に満たないこと
- ・ 病院の精神病床の減少を伴うものであること
- ・ 事業所の定員は30人以下であること
- ・ 構造的に独立性が確保されていること
- ・ 利用期間を原則として2年以内とすること
- ・ サービス利用中も地域生活への移行に向けた支援をすること
- ・ 第三者による定期的な評価を受けること 等

○指定基準省令の改正

平成27年1月16日改正 平成27年4月1日施行